

鳥取県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間 平成21年12月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東伯郡三朝町及び東伯郡湯梨浜町